

別紙1

避難所運営委員会について

(1) 避難所運営委員会とは

『避難所管理職員、施設管理者、行政区から選出された避難所運営委員で構成される委員会』

- ①避難所管理職員 ⇒ 市職員
- ②施設管理者 ⇒ 指定避難所施設管理者（学校の先生等）
- ③行政区から選出された避難所運営委員 ⇒ 各行政区選出の3人

(2) 避難所管理職員、施設管理者の役割

災害が発生し又は発生するおそれがあり、市民等が指定避難所に避難する必要がある場合、まず避難所管理職員（市職員）と施設管理者が協力して、指定避難所の開設を行います。

(3) 行政区から選出された避難所運営委員の役割

指定避難所が開設され、避難者（地域住民）の受入れを行った場合は、避難者が属する行政区から選出された避難所運営委員（3人）が避難所運営に携わります。

【具体的には・・・】

まずは避難所運営に必要な係（班）の選任（避難所に避難した方の中から）をしなければならないため、行政区から選出された避難所運営委員が中心となって選任を行います。

発災後3日を目途に、市職員及び施設管理者は、災害の応急復旧業務に従事するため、避難所を離れます。

避難所の運営については、最終的に避難者と行政区、行政区から選出された避難所運営委員がそれぞれ協力しながら、『避難者による自主運営』が基本になります。